

## 第 21 回補助事業に関する第三者委員会（平成 27 年 7 月 1 日）における委員指摘事項とその対応

指摘事項	進捗（検討）状況
<p>＜反社会的勢力等への対外対応について＞</p> <p>【宮崎委員】</p> <p>○ <u>反社会的勢力等からの苦情等の対応について、担当する職員が心強く思えるよう、機構全体で一体感を持って対応しているという姿勢を示してほしい。</u></p>	<p>反社会的勢力への対応（下記①～④）を含め、広報マニュアルの周知徹底を、1月25日に開催した広報・システム推進委員会を通じて職員に対して行うよう依頼した。</p> <p>特に③について、反社会的勢力又は同勢力と思われる者からの苦情等は、必ず役員等と情報を共有するよう周知した。</p> <p>① 「受付窓口」を設け、原則として企画調整部広報消費者課で対応。</p> <p>② 回答が必要な場合は、たらい回しの対応とならないよう広報消費者課でおおまかな内容を確認の上、担当部署からの折り返しの連絡（回答）で対応。</p> <p>③ 担当部署は、対応方針等を共有し、管理職から回答する。また、必要に応じて役員等の関係者と情報を共有し、指示を得る。</p> <p>④ 対応者は、苦情等への対応状況を広報消費者課へ連絡。広報消費者課は、対応状況の一覧表を作成して、機構内部で情報を共有。対応が十分でない場合には改善を検討。</p>
<p>＜新規参入円滑化対策事業＞</p> <p>【宮崎委員】</p> <p>○ <u>アンケートに基づく分析結果では、新規参入者における産子の事故率を、平成 21 年度から 25 年度までの全データの平均で算出している。</u></p> <p>新規参入者が初めて産子をとる場合は、<u>当初は慎重に飼養管理を行うので事故率が低く、その後、数年経過して慣れてきたころに事故率が上がるのが一般的である。</u></p> <p>このため、<u>初めての産子を取る場合の事故率を算出するなどすると、もう少し分かり易い数字が出て分析できるのではないか。</u>今後、参考にしていきたい。</p>	<p>28 年度提出分の「運営状況報告書」から、経営開始後 1 年目から 5 年目までの毎年の事故率を記載するよう、28 年 4 月 22 日付け事務連絡にて指示した。</p> <p>27 年度の現地調査（6 道県、13 カ所（8 事業実施主体））で、毎年の産子の事故率を調査したところ、以下のとおりであった。</p> <p>全般的に新規参入者の事故率は、当初低いがその後数年経過すると高くなる傾向が見受けられ、委員の指摘に合致すると思われる。</p> <p>ただ、20 頭以上の多頭飼育の場合には、初年度の事故率が高く、その後下がる者も見受けられた。</p>

指摘事項	進捗（検討）状況
	<p>なお、今回の調査結果については、28 年度に情報誌（畜産の情報 7 月号）に掲載。 ※平成 28 年 6 月 24 日発行</p>
<p>&lt;牛乳の消費拡大について&gt; 【永木委員】 ○一部の市において、<u>学校給食に牛乳を出さないことが最終決定したとの報道について、ネガティブな風潮が広がらないようにきちんと消費拡大のキャンペーンを実施する等、関係者を挙げて牛乳の重要性を訴えていた</u>だきたい。それが今後の畜産の支えになるものと思料。</p>	<p>・牛乳等の消費の維持・拡大については、Jミルク（生産者、乳業者、牛乳販売店の拠出金で組織）が中心となって取り組んでおり、機構は補助事業を通じて支援。 平成 27 年度の補助事業では、牛乳・乳製品需要の創出・定着を図るため、以下の研修会、セミナー等について実施。 ・乳和食研修会 3 回 ・ランチョンセミナー・市民セミナー 3 回 ・外食・中食等展示会への出展、試食会 2 回</p>
<p>&lt;酪農ヘルパー制度について&gt; 【永木委員】 ○地方では各所で後継者が不足しているため、<u>新規参入者を迎え入れるための 1 つのキャリアパスとしてヘルパー制度を活用している</u>。機構で実施するヘルパー事業関連の補助事業は、<u>今後はそういった点にも考慮するとともに、更に新規参入によって酪農戸数が維持されることが地域に寄与する役割</u>といった観点から政策的に応援していただきたい。</p>	<p>・酪農後継者をヘルパーとして利用し、酪農ヘルパー不足の緩和と当該後継者の技術向上を図るための技術研修、新規就農を希望する酪農ヘルパーを対象とした離農予定酪農家での派遣研修等に対する支援を実施。 ○酪農経営安定化支援ヘルパー事業 補助限度額 A 663 百万円 執行額 B 597 百万円（交付決定額） 執行率 B/A 90.1%  ・平成 27 年度から、担い手となる女性やリタイア世代等の就農を促進・定着するための取組に対する支援を実施。 ○酪農生産基盤確保・強化緊急支援事業（うち女性・リタイア世代等の就農・定着） 補助限度額 A 25 百万円 執行額 B 25 百万円（交付決定額） 執行率 B/A 100.0%  上記 2 事業は、28 年度は酪農経営支援総合対策事業のメニューとして継続実施されることから、引き続き事業の執行状況等を把握しつつ、的確な執行に努める。</p>

指摘事項	進捗（検討）状況
<p>＜農林水産省との連携＞ 【鈴木委員】 ○TPPが合意に至った場合、特に、<u>牛・豚肉について、その輸入の動向が国内に大きな影響をもたらすことが考えられる。</u>また、国内の畜産物の生産基盤が危機的な状況にある中で、<u>現行の対策の見直しが必要となることも考えられる。</u>機構は、<u>輸入や生産の現場により近いことを活かして、農水省に情報を提供するとともに、どのような対策が必要となるか、農水省と協議をしっかりと進めてもらいたい。</u>機構は、<u>単なる事業の実施機関とならないようにすることが重要である。</u></p>	<p>1 国内外の情報については、国の政策・行政ニーズを把握しつつ、随時、提供しているところ。また、政策・行政ニーズの把握のため、28年度重点テーマ案に関し、28年2月に国に意見照会の上、3月に同重点テーマを策定した。</p> <p>2 国内対策についても、国との日常的な協議を通じ、運用改善等を図っているところ。主なものは以下のとおり。 （1）優良繁殖牛の増頭事業の奨励金の交付要件の見直し （2）重要性の高い酪農生産基盤の強化対策について、事業要望を満たすために他事業から補助限度額を振り替え （3）国産畜産物の安心・安定供給の確保対策について、敷料となるおが粉需給の緊急調査のために他事業から補助限度額を振り替え （4）国との協議等を通じ、28年度予算による事業の仕組み作りに関与</p> <p>3 今後も引き続き、畜産生産基盤の強化等に向け、国への情報提供や事業の仕組み作りへの関与に努める。</p>